

別添 2

「新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（仮称）」の素案

第1 前文

- 近年、中心市街地の空洞化が進行しているが、少子高齢化・人口減少社会が到来する中で地域の持続的な発展及びコミュニティとしての機能の維持を図るためには、これまで中心市街地が果たしてきた役割にかんがみ、その活性化に取り組む必要がある。
- 中心市街地の活性化を図るためには、コンパクトなまちづくりの考え方にに基づき、中心市街地が有する商業機能のみならず、その都市機能やコミュニティとしての機能等を高めることにより、機能的で利便性が高く、地域の核として人々が集う魅力ある中心市街地の形成を図り、新たな社会資本の整備等の負担を可能な限り増大させないことに配慮しながら、自動車に過度に依存しない生活の実現を目指した「にぎわいのあるまちづくり」を推進することが必要である。
- ここに私たちは、県民が豊かで快適な生活を将来にわたり享受できる新潟県の実現を図るため、にぎわいのあるまちづくりを推進していくことを決意し、この条例を制定する。

第2 目的

- にぎわいのあるまちづくりの推進に関し、
- 県、事業者及び県民の責務を明らかにすること
 - 基本的な方針、特に規模の大きな集客施設についての広域の見地からの立地の調整に関する事項及び地域への貢献に関する事項を定めること
- により、にぎわいのあるまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって県民が豊かで快適な生活を将来にわたり享受することを目的とする。

第3 条例で使用する主な用語の定義

1 集客施設

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供される一の建築物（実質的に一体の機能を有する複数の棟で構成される建築物を含む。）

2 にぎわいのあるまちづくり

- 特に規模の大きな集客施設の適正な立地、中心市街地のにぎわいを回復するための様々な施策を展開すること等により、
- 機能的で利便性が高く、地域の核として人々が集う魅力ある中心市街地の形成を図り、
- 新たな社会資本の整備等の負担を可能な限り増大させないことに配慮しながら、自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくり

3 店舗面積

小売業を行うための店舗の用に供される床面積

4 特定施設

床面積（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用に供される部分にあつては、客席の部

分の床面積に限る。)の合計が1万㎡を超える集客施設であって、店舗面積の合計が3,000㎡を超えるもの

5 地域貢献

小売業を営む者が自主的に行うまちづくりの推進に寄与する取組

第4 県等の責務

1 県の責務

- (1) 県は、にぎわいのあるまちづくりを推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する。
- (2) 県は、(1)の施策の策定及び実施に当たっては、市町村と緊密な連携を図るとともに、事業者及び県民の自発的な参加を促すよう努める。
- (3) 県は、市町村が実施するにぎわいのあるまちづくりの推進に関する施策について、必要な協力を行う。
- (4) 県は、(1)の施策の策定及び実施に関し、事業者及び県民の自発的な参加を促すため、必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努める。

2 事業者の責務

事業者は、条例の目的を尊重し、その活動に関し、次に掲げる事項の実施に努める。

- 事業活動を第5の1の基本方針に適合させること。
- 県が実施するにぎわいのあるまちづくりの推進に関する施策に協力すること。

3 県民の責務

県民は、県が実施するにぎわいのあるまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努める。

第5 にぎわいのあるまちづくりの推進に関する方針

1 基本方針

- (1) 知事は、にぎわいのあるまちづくりの推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- (2) 基本方針には、次に掲げる事項を定める。
 - ア にぎわいのあるまちづくりの推進に関する基本的な方向
 - イ 特定施設の立地の誘導及び抑制に関する事項
 - ウ 市町村プランの指針となるべき事項 等
- (3) 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、公表しなければならない。

2 市町村プラン

- (1) 市町村長は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内におけるにぎわいのあるまちづくりの推進に関する基本的なプラン（以下「市町村プラン」という。）を定めることができる。
- (2) 市町村プランには、次に掲げる事項を定める。
 - ア にぎわいのあるまちづくりの推進に関する方針
 - イ 特定施設の立地の誘導及び抑制に関する事項のうち地区に関するもの 等
- (3) 市町村プランを定める手続は、次のとおり。
 - ア 市町村プランを定めようとする市町村（以下「特定市町村」という。）の長は、あらかじめ、土地利用関係計画（地方自治法に規定する基本構想等の県及び市町村の土地利用に関する計画をいう。）と整合した市町村プランの案を作成し、知事に送付しなければならない。

- イ 知事は、特定市町村を除く市町村の長に当該市町村プランの案を送付し、にぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見を求める。
- ウ 知事は、市町村プランの案の送付を受けた日から5月以内に、特定市町村を除く市町村の長の意見に配意し、特定市町村の長に対し、にぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見を有する場合は当該意見を書面により述べ、意見を有しない場合はその旨を通知するとともに、当該意見及び通知の内容を公表する。
- エ 知事は、ウにより意見を述べようとするとき又は意見を有しない旨を通知しようとするときは、あらかじめ、新潟県にぎわいのあるまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。
- オ 特定市町村の長は、ウにより知事から意見を述べられた場合は、当該意見を尊重して、市町村プランを定め、遅滞なく、公表する。

第6 にぎわいのあるまちづくりの推進に関する施策

特定施設の適正立地

1 特定施設の新設に関する届出

- (1) 特定施設の新設（既に設置されている施設が増築、用途の変更等により特定施設に該当することとなる場合及びこの条例の施行前に特定施設に相当する床面積及び店舗面積を有する施設が床面積又は店舗面積を増加する場合を含む。）をする者は、あらかじめ、必要事項を知事に届け出なければならない。
- (2) 特定施設の新設に関し、開発許可等の法令の規定による許可等を要するときは、(1)の届出は、当該許可等に係る申請等の手続に先立って行うよう努めなければならない。
- (3) 知事は、(1)の届出があったときは、速やかに、その概要を公告し、関係書類を3月間縦覧に供するとともに、立地市町村及び隣接市町村に送付する。
- (4) (1)の届出をした者が、特定施設の新設をする日までに、床面積等の変更等の届出の内容の変更を行う場合は、その旨を知事に届け出なければならない。
- (5) 次の特定施設については、(1)の届出を要しない。
 - 都市再開発法に規定する市街地再開発事業に係る特定施設
 - 中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地の区域内及び第二種大規模小売店舗立地法特例区域内に設置される特定施設

2 説明会の開催

- (1) 1の(1)又は(4)の届出をした者（以下「新設届出者等」という。）は、届出をした日から2月以内に、立地市町村内において、当該届出の内容を周知させるための説明会を開催しなければならない。
- (2) 新設届出者等は、必要があると認めるときは、隣接市町村又は指定市町村（立地市町村及び隣接市町村以外の市町村で知事の指定を受けた市町村をいう。）内において、(1)の説明会を開催するものとする。
- (3) 新設届出者等は、(1)の説明会の開催を予定する日時及び場所を定め、あらかじめ、公告しなければならない。
- (4) 新設届出者等は、(1)の説明会の終了後、遅滞なく、当該説明会で述べられた意見の概要、当該意見についての見解等を知事に報告しなければならない。

3 関係市町村の長等の意見

- (1) 知事は、1の(3)の公告の日から3月以内に、立地市町村、隣接市町村及び指定市町村（以下「関係市町村」という。）の長から1の(1)又は(4)の届出に関し、にぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見及びその理由を聴かななければならない。
- (2) 関係市町村の住民等は、1の(3)の公告の日から3月以内に、知事に対し、1の(1)又は(4)の届出の内容について、にぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見を述べるができる。
- (3) 関係市町村の長及び住民等は、(1)又は(2)の意見を述べるに当たっては、基本方針との適合等あらかじめ定められた事項を勘案しなければならない。
- (4) 知事は、(1)又は(2)の意見の概要を公告し、当該意見の内容を1月間縦覧に供しなければならない。

4 県の意見等

- (1) 知事は、1の(1)又は(4)の届出の日から7月以内に、関係市町村の長及び住民等の意見に配意し、基本方針との適合等あらかじめ定められた事項を勘案して、新設届出者等に対し、にぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見を有する場合は当該意見を書面により述べ、意見を有しない場合にその旨を通知する。
- (2) 知事は、(1)の意見を述べようとするとき又は意見を有しない旨を通知しようとするときは、あらかじめ、新潟県にぎわいのあるまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。
- (3) 知事は、(1)により意見を述べた場合は当該意見の概要を、意見を有しない旨を通知した場合はその旨を公告し、当該意見又は通知の内容を公告の日から1月間縦覧に供しなければならない。
- (4) 新設届出者等は、(1)により意見が述べられた場合には、当該意見についての対応及び当該対応をとることとした理由を知事に報告しなければならない。
- (5) 知事は、(4)による報告を受けたときは、速やかに、当該報告の概要を公告し、当該報告の内容を公告の日から1月間縦覧に供しなければならない。

5 勧告及び公表

- (1) 知事は、4の(4)の対応が、4の(1)により知事が述べた意見を適正に反映しておらず、当該対応に基づき特定施設の新設がなされることがにぎわいのあるまちづくりの推進に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該報告を受けた日から2月以内に、新設届出者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- (2) 知事は、(1)の勧告をしようとするときは、あらかじめ、新潟県にぎわいのあるまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。
- (3) 知事は、(1)の勧告をしたときは、当該勧告の内容を公告する。
- (4) 新設届出者等は、(1)の勧告を受けたときは、遅滞なく、当該勧告についての対応及び当該対応をとることとした理由を知事に報告しなければならない。
- (5) 知事は、(4)の報告を受けたときは、その概要を公告し、当該報告の内容を公告の日から1月間縦覧に供しなければならない。
- (6) 知事は、(1)の勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったとき又は(4)の報告をしなかったときは、その旨を公表することができる。

6 工事着手の制限

- (1) 新設届出者等は、次のいずれかに定める日以後でなければ、特定施設の新設に係る工事に着手してはならない。
- 4の(1)により知事が意見を述べた場合 新設届出者等が4の(4)の報告をした日の翌日から2月を経過した日
 - 4の(1)により知事が意見を有しない旨を通知した場合 当該通知をした日
- (2) 知事は、新設届出者等が(1)に違反し工事に着手したときは、特定施設の新設に係る工事中止を勧告することができる。
- (3) 知事は、(2)の勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者に意見陳述の機会を与えた上で、氏名又は名称を公表することができる。

地域貢献

1 地域貢献ガイドライン

- (1) 知事は、地域貢献に関する基本的な指針（以下「地域貢献ガイドライン」という。）を定めるものとする。
- (2) 知事は、地域貢献ガイドラインを定めたときは、遅滞なく、公表するものとする。

2 地域貢献計画

- (1) 店舗面積の合計が3,000㎡を超える集客施設（以下「特定集客施設」という。）の新設をする者は、当該新設の日までに、「特定施設の適正立地」の2の(1)の説明会における意見及び「特定施設の適正立地」の3の(1)又は(2)の意見に配慮し、3事業年度の地域貢献に係る実施計画（以下「地域貢献計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。
- (2) 条例の施行の際現に特定集客施設を設置している者等は、定められた期日までに、3事業年度の地域貢献計画を作成し、知事に提出しなければならない。
- (3) 知事は、(1)又は(2)の地域貢献計画の提出があったときは、その内容を公表する。

3 地域貢献に関する協定

- (1) 立地市町村の長は、必要があると認めるときは、特定集客施設の新設をする者に対し、地域貢献に関する協定を締結するよう求めることができる。
- (2) 特定集客施設の新設をする者は、立地市町村の長と地域貢献に関する協定を締結するよう努めるものとする。
- (3) 立地市町村の長は、(1)の協定を締結したときは、その内容を公表する。

4 計画及び実施状況の報告

- (1) 2の(1)又は(2)により地域貢献計画を提出した者は、当該地域貢献計画に係る3事業年度の経過後も、定められた期日までに、3事業年度を1期間とする地域貢献計画を作成し、知事に提出しなければならない。
- (2) 特定集客施設を設置した者は、毎事業年度、前事業年度における地域貢献の実施状況を知事に報告しなければならない。
- (3) 知事は、(1)の地域貢献計画の提出又は(2)の地域貢献の実施状況の報告があったときは、その内容を公表する。

第7 新潟県にぎわいのあるまちづくり審議会

- 1 にぎわいのあるまちづくりの推進に関する重要事項を調査審議させるため、新潟県にぎわいのあるまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、1の調査審議を行うほか、にぎわいのあるまちづくりの推進に関し必要な事項について、知事に意見を述べることができる。

第8 罰則

第6の「特定施設の適正立地」の1の(1)又は(4)の届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、罰則を科する。

第9 附則

- 1 施行期日
この条例は、一定の周知期間の経過後、施行する。
- 2 経過措置
この条例の施行の際現に開発許可等の法令の規定による許可等に係る申請その他の手続が行われている特定施設の新設については、第6の「特定施設の適正立地」の1の(1)の届出を要しない。